

令和8年度善通寺市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施事業者募集要項

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることも誰でも通園制度を令和8年4月から開始するにあたり、実施事業者を募集します。

1 募集事業者

次の要件すべてを満たす事業者とします。

(1) 応募時点において、善通寺市内で認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）、認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）、地域子育て支援拠点、児童発達支援事業所のいずれかを一年以上運営していること。

(2) 「善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守すること。

※事業の実施にあたっては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める認可及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2第1項に定める確認を受ける必要があります。

2 実施事業

(1) 事業開始日

令和8年4月1日以降

(2) 対象となるこども

次の要件をすべて満たし、保護者の居住地の市区町村※から乳児等通園支援事業の支給認定を受けたこども（※善通寺市外に居住しているこどもも利用対象（広域利用））

① 利用日時点において、0歳6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）であること。

② 利用日時点において、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設を利用していないこと。

(3) 利用可能時間

令和8年度 一人当たり 月3時間上限※

令和9年度 一人当たり 月4時間上限※

令和10年度～ 一人当たり 月10時間上限

※広域利用が可能なため、他市町村のこどもは利用可能時間が月3～10時間の場合があります。

国が運営する「こども誰でも通園制度総合支援システム（以下、総合支援システム）」を用いて、こ

どもごとの利用可能時間の確認や予約管理、利用実績登録等が必要です。

(4) 利用パターン

- ① 定期利用：利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法
- ② 柔軟利用：利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
- ③ 定期利用+柔軟利用：定期利用の他に、施設の受入体制に応じて利用可能枠を設け、柔軟に利用する方法

(5) 実施方法

次のいずれかの方法により実施

- ① 一般型・・・・・定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う方法
 - ア 在園児合同・・・在園児と一緒に過ごすことを基本とする
 - イ 専用室独立実施・・在園児とは別に、本制度を利用する子ども同士で過ごすことを基本とする
保育所等に併設せず、本制度のみを実施する施設で事業を行う
- ② 余裕活用型・・・・・保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う方法

(6) 施設基準・職員配置

「善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める設備、保育の内容、職員配置に係る基準を満たす必要があります。

実施方法	施設基準	職員配置
一般型	<p>【0歳児・1歳児】 乳児室：1. 6.5 m²以上／人 ほふく室：3. 3 m²以上／人</p> <p>【2歳児】 保育室又は遊戯室：1. 9.8 m²以上／人</p> <p>その他詳細は「善通寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」第21条を参照のこと。</p>	<p>【0歳児】 乳児：従事者 = 3 : 1 以上</p> <p>【1・2歳児】 幼児：従事者 = 6 : 1 以上</p> <p>従事者のうち1/2以上は保育士とする。 ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき当該保育従事者の数は2人※を下ることはできない。</p> <p>※ただし、保育所等と本事業とを一体的に運営される場合であって、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、1人とすることができる。</p>
余裕活用型	施設類型ごとに定める基準条例による	施設ごとの配置基準により在園することも、当事業を利用することもを合わせた人数に応じ算出した職員数

(7) 開所日及び定員設定

ニーズや受入体制を鑑み、事業実施者で設定し、市と協議の上決定する。

定員を受け入れるにあたり必要な設備及び職員を確保すること。

本体施設で保育を提供している年齢区分については、乳児等通園支援事業においても受入枠を設けることが望ましい。

複数の年齢区分を合わせて受け入れてもよい。

3 公定価格 ※1

(1) 給付単価

全国一律の給付制度（乳児等のための支援給付）となり、提供した利用時間の実績に基づき、子ども一人1時間あたりの費用を公定価格により支給する。（法定代理受領）

【基本分単価】

子ども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

【加算分単価】

- ① 障害児加算（1時間当たり単価600円）
- ② 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）
- ③ 要支援家庭の子ども加算（1時間当たり単価600円）
- ④ 初回対応加算（1時間当たり単価 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円）
- ⑤ 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）
- ⑥ 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））
- ⑦ 特別地域加算（1時間当たり単価300円）
- ⑧ 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）

※1 公定価格について、正式には国において令和8年度予算が成立した後、告示で特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準が示される。

(2) 請求及び支払い

毎月の事業終了後、指定期日までに市に請求を行い、給付額確定後、市から支払いを行う。

4 利用者の費用負担

(1) 利用料

子ども一人1時間当たり 利用料標準300円※

事業所の取り組みに応じて必要な額を施設において利用料として設定し徴収し、事業実施にかかる費用の一部に充てることが可能。

加えて、給食費やおやつ代等の実費負担については、保護者同意の上で徴収することができる。

(2) 徴収方法

利用料及び実費負担額は、事業実施者が指定する方法により、都度払いもしくは月額払いで、保護者が事業実施者に直接支払う。

5 事業実施にあたっての留意事項

(1) 事業の広報

実施施設ごとの預かり日時や定員、預かり形態、必要経費等、詳細については、施設のホームページや園だより等を使って、広く対象者が事業を利用できるよう工夫すること。

(2) 初回面談

初回利用時までに親子同伴で面談を行うこと。子どもの発達段階や好きな遊び、アレルギー情報、預かりを行う上で配慮が必要な事項等を聞き取り、事業実施者内で共有すること。

(3) 親子通園

慣れるまで時間がかかる子どもへの対応として、親子通園を取り入れるかどうかを検討し、実施する場合は、実施回数及び期間を検討すること。親子通園が長期間になることがないよう留意すること。また、親子通園を利用条件とすることは適当ではない。

(4) 配慮が必要な子どもやその保護者への支援

継続した見守り・支援が必要と判断した子どもについて、該当する家庭からの申し込みや市からの受け入れ要請に対して優先的に利用枠を設ける等、事業を円滑に利用できるよう配慮を行うとともに、市と協力し、関係機関との連携に努めること。

利用当日に通園がない場合には、対象児童の状況を確認すること。特に、要支援家庭等の子どもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

子どもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、協働対処による相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。

(5) 子どもへの関りや遊びの内容

リトミック教室や英語教室、スイミングスクールなどの習い事に類する内容、形態によるものを子ども誰でも通園制度に当てはめて提供するなど、早期教育の場の形とすることは適切ではない。

(6) キャンセルが行われた場合の対応

利用に当たりキャンセルが行われた場合の対応について定めているおくことが必要。キャンセルポリシーについて、面談時に必ず保護者に確認の上、同意を得ることとし、常に確認ができるよう周知をしておくことが重要である。

(7) 計画と記録

子どもの育ちに関する長期的見通しをもった全体的な計画及び一人ひとりの子どもの実態に応じた指導計画を作成すること。また、事業の実施内容の記録や、利用児童の育ちに関する記録等を作成し、事業実施者内で共有すること（総合支援システムを利用することも可能）。

（8）事故発生時の対応

保育中に事故が生じた場合には、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に従い、速やかに市に報告すること。

事業実施者が運営する施設において本業務により生じた事故及び損害については、事業実施者がその負担と責任において処理にあたるものとする。事故等が発生した場合の補償に対応できるよう、賠償責任保険に加入することを可能な限り検討すること。

（9）給食等の提供

給食等の提供については事業実施者の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応等、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に準じて適切な実施に留意すること。

（10）保護者への支援について

本制度は、子どもの育ちの支援とあわせて、保育の専門家である保育士に子育ての相談ができる場としての役割が期待されていることから、育児相談等、保護者への子育て支援に努めること。

（11）一時預かりとの関係

事業実施者において、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業を行う場合は、一時預かり事業実施要綱に定める基準（設備基準、職員の配置等）を遵守すること。

（12）保育従事者等への研修

保育士以外の保育従事者は、令和8年度から子育て支援員研修に新たに設けられる本制度用の研修コース（新コース）を修了した者とする。

事業の意義・目的・仕組みや年齢ごとの関わり方の留意点等について、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」（こども家庭庁）や、（11）の新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材（国から提供予定）等を用いて、専従職員をはじめ、施設管理者や他の職員等、園全体で共有・理解するための研修を実施すること。

（13）個人情報の取り扱い

事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

（14）総合支援システムの利用について

本制度の円滑な運用のため、本市（利用者が市外居住の場合は居住自治体）、事業実施者、利用者間

で総合支援システムを用いて情報登録・共有を行う。

- ・市（居住自治体）：利用者からの利用認定申請を受け、審査の上、対象となる子どもの利用認定を行い、総合支援システムに登録する。システム上で子どもの利用実績を確認する。
- ・利用者：発行されたアカウントを用い、システム上で利用したい施設を探して初回面談の申請や利用予約、予約状況の確認を行う。
- ・事業実施者：システム上で子どもの情報を確認し、予約を確定。預かり後は子どもの利用実績の登録を行い、子どもが複数施設を利用する際に事業実施者間で情報の引継ぎを行えるよう、システムに実施内容や子どもの育ち等の記録を行う。また、システムの利用実績を基に請求額を確定し、市（居住自治体）へ請求を行う。

6 事業実施スケジュール（予定）

実施事業者募集開始	令和8年1月13日（火）～
事前協議に向けたエントリー	令和8年1月23日（金）まで
事前協議（エントリー後順次）	令和8年1月30日（金）まで
応募申込書類の提出	令和8年2月10日（火）まで
事業実施者決定	令和8年2月中旬
認可及び確認申請	令和8年2月下旬
意見聴取（子ども・子育て支援会議）	令和8年3月上旬～
認可・確認	令和8年3月上旬～
総合支援システム登録、利用者募集、 初回面談等の準備	令和8年3月上旬～
事業開始	令和8年4月1日（水）以降

7 応募手続き等

（1）事前協議に向けたエントリー

令和8年度から事業の実施を希望する事業者は、令和8年1月23日（金）までに、開所日や定員設定、事業を行う保育室や従事職員数等、現段階で検討している実施計画案について記入し、エントリーを行ってください。

（2）事前協議

エントリー後、市と日程調整の上、令和8年1月30日（金）までに市子ども課において、設備や職員配置が認可要件を満たしているか、実施内容や開所日、利用定員等が適当に設定されているか等、協議を行います。必要に応じて実施予定施設の現地確認をします。基準を満たす事業者から応募申込書類を案内します。

（3）応募申込書類の提出

- ア 応募締切 令和8年2月10日（火）
- イ 提出書類 応募申込書及び添付書類（事前協議後、個別に案内）
- ウ 応募先 善通寺市保健福祉部子ども課
- エ 応募方法 電子メールで提出

（4）事業実施者の決定

応募者から提出された書類を審査し、事業実施者を決定、文書で通知する。併せて認可・確認申請について案内します。

（5）その他

- ・実施を検討中の場合も一旦エントリーを行い、応募締切までに事前協議が行えるよう準備してください。
- ・善通寺市子ども・子育て支援会議において意見聴取した上で認可します。実施事業者に決定した場合でも認可を確約するものではありません。

8 審査方法等

次の審査基準により審査を行います。

（1）実施内容

- ・利用日時が十分に確保されているか

（2）実施体制

- ・必要な保育室等が確保されているか
- ・必要な人員が確保されているか
- ・本体施設からのサポートが受けられる体制となっているか

（3）実施方針

- ・事業の趣旨を正しく理解し、子どもの育ち・保護者への支援に資する提案や工夫があるか
- ・子どもの安全対策が講じられているか
- ・支援の必要な子どもの受け入れについて検討されているか
- ・事業の周知等についての提案や工夫があるか
- ・子どもの人権尊重のための具体的な取り組みがあるか

9 担当課

〒765-8503

善通寺市文京町二丁目1番1号

善通寺市保健福祉部子ども課

TEL 0877-63-6365

E-mail kodomo@city.zentsuji.kagawa.jp